

学校法人明海大学ガバナンス・コード〈第一版〉の適合（遵守）状況等点検結果

点検日：2023年9月27日

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

記載項目		適合（遵守）状況
1-1 建学の精神		ホームページをはじめ、学生便覧、大学案内その他各種媒体に掲載するとともに、あらゆる機会を通じて広く学内外に周知している。
1-2 教育と研究の目的 （私立大学の使命）	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	ホームページをはじめ、学生便覧、大学案内その他各種媒体に掲載するとともに、あらゆる機会を通じて広く学内外に周知している。
	(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組み	「学校法人明海大学中期計画（2022～2027年度）」（以下「中期計画」という。）を策定するとともに、その進捗状況を管理把握し、経営陣と教職員が共有している。
	(3) 私立大学の社会的責任等	関係法令、本学の諸規程及び指針・方針並びに中期計画及びこれに基づく毎年度の事業計画等に基づき、私立大学としての社会的責任等を果たしている。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

記載項目		適合（遵守）状況
2-1 理事会	(1) 理事会の役割	学校法人明海大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）の定めるところにより、法人の最高意思決定機関としての役割を果たすとともに、適切な理事会運営を行っている。
2-2 理事	(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	寄附行為の定めるところにより、理事の責務が明確化され、理事はその職責を果たしている。
	(2) 学内理事の役割	学内理事としての職務分担を明確化し、当該理事はその職責を果たしている。
	(3) 外部理事の役割	外部理事としての職務分担を明確化し、当該理事はその職責を果たしている。また、審議事項に関する情報を適切に提供するなど、十分なサポートを行っている。
	(4) 理事への研修機会の提供と充実	理事全員を対象に学校法人の運営及びガバナンスに関する研修を定期的を実施している。
2-3 監事	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）	寄附行為の定めるところにより、監事の責務が明確化され、監事はその職責を果たしている。
	(2) 監事の選任	寄附行為の定めるところにより、適切に選任している。
	(3) 監事監査基準	学校法人明海大学監事監査規程及び同実施細則に基づき適切に行っている。
	(4) 監事業務を支援するため	監事、会計監査人及び内部監査人による三様監査体制を構築している。また、

記載項目		適合（遵守）状況
2-4 評議員会	の体制整備	監事への適時・適切な情報提供等業務を支援する体制を整備している。
	(5) 常勤監事の設置	監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事の設置について検討している。
	(1) 諮問機関としての役割	寄附行為の定めるところにより、諮問機関としての役割を果たすとともに、適切な評議員会運営を行っている。
	(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善	出席者全員に発言の機会を設けるなど、評議員から意見を引き出すための議事運営に努めている。
	(3) 評議員会における役員への意見、諮問事項に対する答申、役員からの報告の聴取	寄附行為の定めるところにより、評議員の責務が明確化され、評議員はその職責を果たしている。
2-5 評議員	(4) 監事の選任	寄附行為の定めるところにより、監事の選任同意について適切に審議している。
	(1) 評議員の選任	寄附行為の定めるところにより、適切に選任している。
	(2) 評議員への研修機会の提供と充実	評議員全員を対象に学校法人の運営及びガバナンスに関する研修を定期的に行っている。

### 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

記載項目		適合（遵守）状況
3-1 学長	(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	明海大学学則及び明海大学学長等の選任及び職務規程の定めるところにより、学長の責務が明確化され、学長はその職責を果たしている。
	(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	明海大学学則、明海大学学長等の選任及び職務規程及び明海大学学部長等職務規程の定めるところにより、副学長及び学部長の責務が明確化され、副学長及び学部長はその職責を果たすなど、学長補佐体制が構築され機能している。
3-2 教授会	(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	各学部の教授会規程により教授会の役割・機能（学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関）が明確化され、校務に関する最終的な決定権が学長に担保されている。

### 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

記載項目		適合（遵守）状況
4-1 学生に対して	(1) 3つの方針（ポリシー）	建学の精神・理念及び教育目的等に基づき、大学、学部学科及び研究科ごとに3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。

記載項目		適合（遵守）状況
4-2 教職員等に対して	(1) 教職協働	各種委員会等の構成員に事務職員を加えるなど、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るための分担・協力・連携体制が適切に構築され機能している。
	(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	FD・SD委員会により、授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究並びに教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修等を、組織的かつ効果的に実施している。
4-3 社会に対して	(1) 認証評価及び自己点検・評価	2006年度、2012年度及び2018年度に公益財団法人 日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審し、いずれも「適合」の結果を得ている。また、自主的、自律的な自己点検・評価を定期的に行い、いずれもホームページで公開している。
	(2) 社会貢献・地域連携	中期計画及びこれに基づく毎年度の事業計画等に基づき、社会貢献及び地域連携活動を積極的に実施している。
4-4 危機管理及び法令遵守	(1) 危機管理のための体制整備	危機管理、災害防止、不祥事防止等に関する諸規程又はマニュアル等を整備し、又はこれらに関連する研修等を実施している。
	(2) 法令遵守のための体制整備	コンプライアンス及び公益通報に関する規程を整備し、これらに係る研修等を実施している。

## 第5章 透明性の確保（情報公開）

記載項目		適合（遵守）状況
5-1 情報公開の充実	(1) 法令上の情報公表	関係法令及び学校法人明海大学情報公開規程（以下「情報公開規程」という。）に則り、適切に公表している。
	(2) 自主的な情報公開	情報公開規程に則り、積極的な情報公開に努めている。
	(3) 情報公開の工夫等	ホームページへの掲載、事務所への備え置き閲覧、大学ポータルサイトの活用など、適切な方法により情報公開を行っている。